

民間活力等導入に関する方針

はじめに

民間活力等の導入については、「行財政対策大綱」において、行政サービスの向上や行財政運営の効率化等、行財政改革の観点から推進することとしており、また、今後の行政執行にあたっては市民満足度の向上を重視しながら取り組む必要があることから、「大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針」において、行政サービス提供段階における民間参入機会の創出を具現化する手法として位置付けし推進を図ることとしている。そのため、公共サービス（行政及び民間の責任において提供する公共サービス）への行政関与のあり方の見直しを行い、行政サービス（行政の責任において提供する公共サービス）への民間（NPO等市民活動団体を含む）参入の促進を図るために本方針を策定するものである。

策定目的

今日の社会経済情勢は、長引く景気の低迷と様々な分野における構造的な変化に直面し、厳しく、混沌とした状況にある。さらに、地方分権時代の到来とともに、地方公共団体においては、高度化・多様化している住民ニーズや諸課題に的確に対応するため、自己決定、自己責任のもと行政運営の手法やあり方を情勢・状況の変化に応じて再構築していくことが求められている。

こうした状況の中で、本市は特に、「石炭のあるまち」から「普通のまち」に生まれ変わろうとしている途上にもあり、これまでも、事務事業の見直しや職員数の削減、賃金の抑制等行財政の確立のために不断の取り組みを行い、一定の成果を生み出してきているが、急速な地方分権システムの進展を展望した時、市民の負託に応え得る今後の行財政運営基盤の確立を図るためには、なお抜本的な行財政の構造改革の歩みをはじめなければならない。

これまでのような、国・県の支援がもはや望めない中で民間においても提供が可能な公共サービスにまで行政が関与しては、今後、「普通のまち」への変化のみならず、本来行政が担うべき行政サービスの維持すら困難であり、本市の行財政運営が立ち行かなくなることは明らかである。

さらに、本市では、今後も財政の一層の悪化が予想され、市民の負託に応える自治体経営を行うためには、行財政運営の構造改革を行い、行政機能を事業（実施）から政策（立案）へ重点を移し、経営能力の向上を図らなければならない。

そこで、「従来の意識や概念にとらわれず、人口規模や都市構造に応じた組織や施設のあり方など行政の構造そのものを抜本的に変えらるとともに、従来の事務事業の進め方を変えていくことが必要不可欠である」との考え方に基づき、より一層簡素で効率的な執行体制の構築、行政サービスの向上、地域経済の活性化等を目指し、行政サービスへの民間活力等導入を図るものである。

導入の方向性

（１）民間との新たな関係の構築

経済情勢の変化により行政の財政基盤が悪化する中で、住民のニーズの多様性等に対応しつつ住民福祉の増進に寄与するため、職場に市場原理やコスト意識を取り入れ、全職員が「経営」という視点・概念を持ち、今まで以上に厳しく、真摯に、速度を上げて行財政改革に取り組まなければならない。

そこで、全ての事務事業について目的や効果の検証等に基づく見直しを行うとともに、本方針により、これまでの公的関与の妥当性を検証し、行政が行っている業務内容の見直しを行い、民間にできる公共サービス並びに民間においても担うことのできる行政サービスについては民間に委ね、民間との役割を分担し、行政と民間との協働、協力関係を構築し行政運営に取り組む。

（２）基本方針

行政と民間が、それぞれの持つ特性や機能を有効に活用することで行政サービスの提供を、一層効率的・効果的にを行い、限られた行政資源を重点化することで、行政経営の健全化と強化並びに質の向上に努め、住民福祉の

向上と地域経済の活性化等を図るため、「行政職員が自らの手で行うべきもの以外は民間に委ねる」ことを基本として民間活力等を導入する。

「行政職員が自らの手で行うべきもの」とは、原則として次に掲げるものとするが、規制緩和の動きなどもあることから、公的関与の妥当性については継続して検証を行うこととする。

市民に対する命令、許可、認可など権力（公権力）の行使に直接関わるもの
まちづくりに関する計画の策定（政策立案）など地域社会（公）の意思の形成に直接関わるもの
法令等に基づき民間による業務の遂行が図れないもの

（３）導入検討留意項目

民間活力等の導入の検討に当たっては、次に掲げる各項目に十分留意するものとする。

行政責任の確保

事務事業（行政サービス提供）に民間活力等を導入した場合に、当該事務事業についての第一義的な責任は市にあることに留意し、行政サービスにおける安全性、継続性、公平性、安定性及び確実性などを十分に確保できるのか、また適正な管理監督の下に遂行することができるか確認する。

費用対効果の検証

行政職員が直接実施する場合と比較して、効率的、効果的に目標を達成でき、経済的效果あるいは質的效果が期待できるか。また、すでに民間委託等実施している事務事業については、経費は適正か、効率化が図られているか等不断に検証する。

行政サービスの維持・向上

行政職員が直接実施する場合と同程度のサービスが可能か、あるいはサービスの向上が見込まれるか検討する。

市場原理・競争原理の有無

市場原理（需要と供給）や競争原理が十分に働き、より経済性の発揮できるものとなっているか検討する。

行政情報・個人情報の保護

行政情報及び個人情報へ直接的・間接的に携わることから、これら情報の保護を確実に確保する。

実施計画の策定

地方分権下における自己決定・自己責任に基づく地域経営（行政運営）を行う観点に立ち、全庁的、計画的な民間活力等の導入の推進を図るため、事務事業の見直しに基づく短・中・長期的視点に立った民間活力等導入実施計画を策定するものとする。

導入手法

民間活力等の導入に当たっては、民間委託など従来からある手法の他、NPO等市民活動団体との協働さらにはPFIなどの新たな手法を広範囲に検討・検証の上、達成される事業効果などを総合的に評価し、最適な手法を選択する。

また、導入後における社会経済情勢の変化や規制緩和の動向等により新たな手法の発生も有り得ることから、継続的に手法の見直しを行い、より効果的な手法を導入する。